随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	近畿技術事務所ＰＣＢ廃棄物（安定器）処理作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長　　達家 養浩 大阪府枚方市山田池北町１１－１
契 約 締 結 日	令和　２年　７月２８日
契約の相手方の 氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	￥２，５３９，４６０－
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	￥２，５３９，４６０－
随意契約による こととした理由	本件は、近畿技術事務所内で保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下｢高濃度ＰＣＢ廃棄物｣という。）である安定器等の処理を行うものである。 ＰＣＢは人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成１３年６月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「ＰＣＢ特別措置法」という）」の第１０条により『保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。』とされ、「ＰＣＢ特別措置法施行令」の第６条において処分の期間として『令和３年３月３１日まで』と定めてられている。 また、ＰＣＢ特別措置法第６条に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和元年１２月２０日改訂版）」が環境省により定められており、この中で『中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事実上我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業者』とあり、同社において適正に処理されることとされている。 現在も高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理が可能な者は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。従って、今回、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理作業を行うために当該業者と随意契約を行うものである。
備　　　　考	